別紙２

令和２年度
板橋区大規模水害避難等対応方針（案）

令和２年６月
板橋区危機管理室

Ⅰ　本書の目的

令和元年１０月、令和元年東日本台風(以下、「台風１９号」という。)が首都圏に接近し、関東甲信越地方から東北地方にかけて、甚大な被害をもたらした。

台風１９号は記録的な非常に強い勢力で接近・上陸することが見込まれ、大規模な災害が発生することが予見されたことから、板橋区として過去最大の職員体制を敷き水害対応を実施したところである。

幸いにも区内に大きな被害は発生しなかったが、避難所の運営体制や災害情報の発信など、風水害への対応全般について、様々な課題が浮き彫りとなった。

この経験を今後の水害対応の糧とし、今年度大規模水害対応を実施する際の情報伝達手段や避難所設置・運営など、令和２年度出水期における具体的な取組の改善点等について、整理したものである。

Ⅱ　本書の概要

１　区民の声を反映させた対応方針

台風１９号の対応を振り返り、住民防災組織等の地域の関係団体の意見や区民の声収集システムに寄せられた要望を集約するとともに、庁内各部や従事職員からの意見等を踏まえ、下記の５つの対応方針に整理した。

（１）風水害時の本部体制　「全庁態勢で臨む水防本部の早期設置」

台風の進路予報円に板橋区が含まれる場合、台風最接近想定の約４８時間前の時点で水防本部を設置する。早い段階から避難所開設や要配慮者対策等を含め、全庁を挙げて連携して取り組む体制を構築する。

（２）風水害情報の発信･伝達　「情報を的確に届け区民の判断を支援」

情報発信手段のさらなる充実を図り、情報を的確に区民へ届けるとともに、区民が様々な情報収集手段を活用できるよう支援する。区民がリスクを自ら判断し避難行動を取ることができる、防災意識の高いまち板橋の実現をめざす。また、住民防災組織（町会・自治会）及び民生・児童委員、福祉避難所等への情報伝達体制を強化することにより、区民の情報収集手段を補完するとともに、共助の力による避難体制づくりを後押しする。

（３）避難行動と避難所開設　「荒川と中小河川の氾濫特性を踏まえた対応」

荒川氾濫の特性を踏まえ、従前の早期避難に加え、新たに台風本体通過後から、荒川氾濫に至るまでの時間を活用した避難行動を想定する。江東五区に対する広域避難情報や各種気象情報との連携を図り、避難所の開設フェーズを３段階に整理した。

また、居住地域ごとのリスクに応じて、区民の自助･共助による縁故避難・在宅避難等の避難行動を効果的に組み合わせ、実効性の向上を図る。

（４）避難所運営　「ハード・ソフト両面の充実と区民参画」

新たに、ＬＰガス発電機や充電用バッテリー、地域ＢＷＡを活用したＷｉＦｉ等を配備し、避難所環境の大幅な充実を図る。風水害時の地域住民との連携運営

のあり方を検討し、可能な内容から実施する。新型コロナウイルスを踏まえた感染防止対策とペット対応手順についても明確化を図る。

（５）要配慮者への対応　「避難行動要支援者名簿の活用と縁故避難の推奨」

避難行動要支援者名簿を風水害時にも活用する手法を整理し、地域住民の共助による早期の注意喚起や、縁故避難等の呼びかけ体制を構築する。要配慮者対策を推進し、水害リスクの高い方への個別支援の検討を段階的に拡充していく。

２　台風１９号をベースにした避難等対応想定（次頁参照）

台風１９号において、荒川上流域の降雨がさらに引き続いたと仮定した場合、気象情報等に基づく主な避難行動の想定は下記のようになる。

※［　］内は台風最接近時を０ｈとした時間軸を示す

［－７２ｈ］ **台風の進路予報円に板橋区が含まれている場合**
▼[避難フェーズ０］自助・共助による避難の呼びかけ
縁故避難（親戚・友人宅への避難）の呼びかけ開始
住民防災組織及び民生・児童委員福祉避難所（高齢者施設等）情報提供

［－４８ｈ］ **台風進路と「早期注意情報（警報級）」**を基に水防本部レベル２設置
避難所開設の方針決定、避難所配置職員の動員

［－３６ｈ］ **「早期注意情報（警報級）」**を基に開設予定時刻決定
▽[避難フェーズ１Ready］避難所２３か所の開設準備

［－１５ｈ］ **「大雨警報」発表**
▼[避難フェーズ１Go］避難所２３か所開設
中小河川浸水域に「避難準備・高齢者等避難開始」発令

［－１３ｈ］ **江東五区による「自主的広域避難情報」発表**（荒川氾濫の可能性）
▽[避難フェーズ２Ready］追加避難所３６か所の開設準備
▽[避難フェーズ３Ready］追加避難所１３か所の開設準備
荒川早期避難区域（舟渡・新河岸）に「避難準備・高齢者等避難開始」発令

［　－６ｈ］ **荒川が熊谷で氾濫危険水位到達**
▼[避難フェーズ２Go］避難所３６か所追加開設 約７万人まで対応
荒川浸水域全域に「避難準備・高齢者等避難開始」発令

［　　０ｈ］ **台風最接近、「大雨特別警報」発表**
区内全域に「避難勧告」発令

［　＋５ｈ］ **「荒川洪水警報」発表、治水橋（さいたま市）で氾濫危険水位到達**
▼[フェーズ３Go］避難所１３か所追加開設 約９万人まで対応
荒川浸水域全域に「避難指示（緊急垂直避難含む）」 発令

［＋１２ｈ］ **荒川氾濫の発生**

【上記シミュレーションの避難者の想定】

区内の荒川浸水域の在住人口：約１２万８千人（令和２年５月時点）

縁故避難　　：約３万人
避難所等への避難　　：約８万７千人
建物内緊急垂直避難※：約１万１千人
（※高台へ避難する時間的な猶予が無いと判断した場合に避難）

台風１９号をベースにした避難等対応想定

イメージ

気象状況

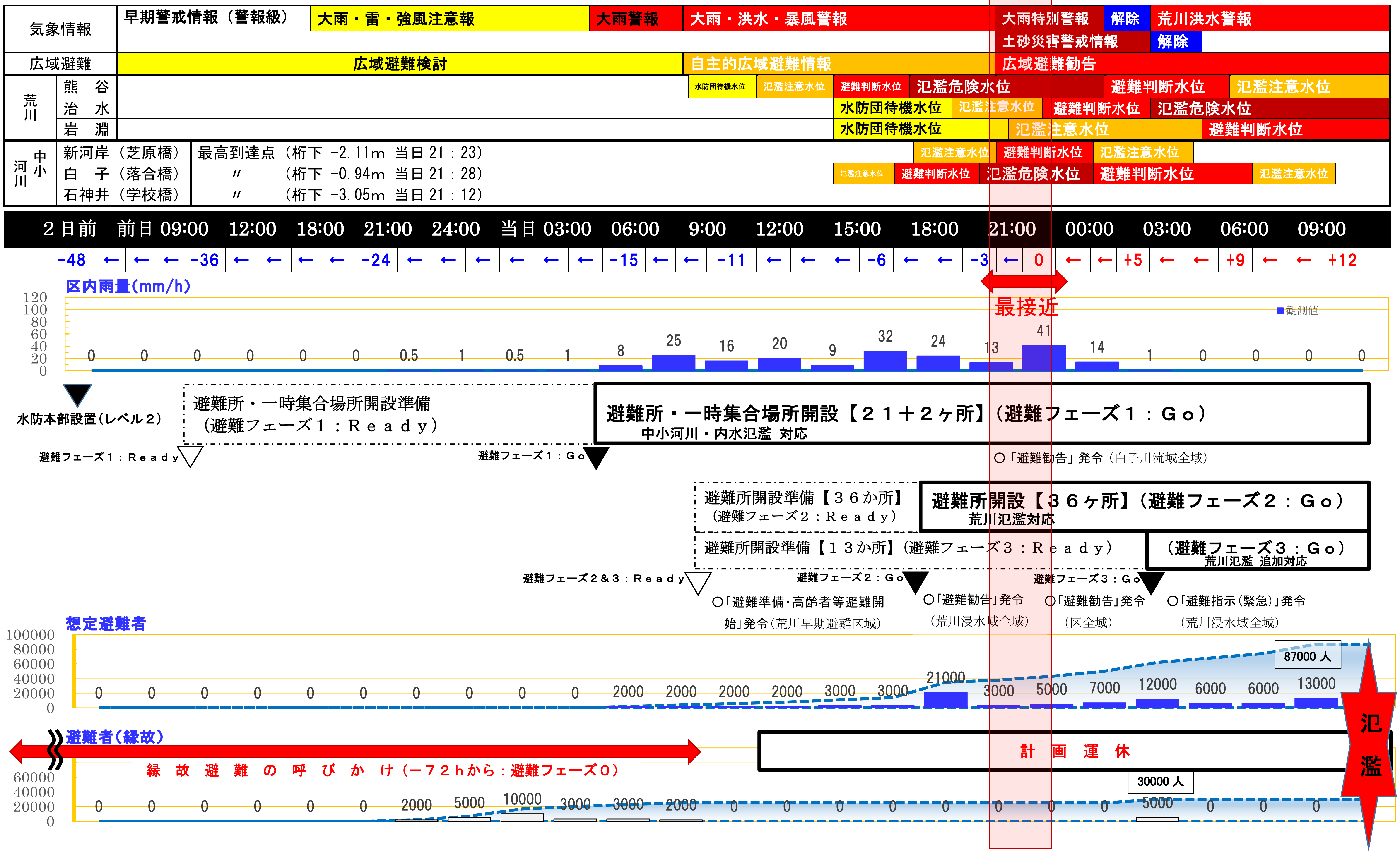

1　風水害時の本部体制「全庁態勢で臨む水防本部の早期設置」

1－1.水防本部体制

台風の進路予報円に板橋区が含まれる場合、台風最接近想定の約４８時間前の時点で水防本部を設置する。**早い段階から避難所開設や要配慮者対策等について、全庁を挙げて連携して取り組む体制を構築**する。

【現行】

本部	本部の所管	配備態勢	対応班			
			情報	土木	がけ地	その他
－	水防対策室	警戒態勢	△	○	○	×
水防本部	水害応急対策室	水防第一非常配備	○	○	○	△（一部）
		水防第二非常配備	○	○	○	△（拡大）
災害対策本部	災害対策本部室	水防第三非常配備	全庁態勢（応急＋復旧対策）			

※情報・・・情報統括班（危機管理室）
がけ地・・がけ地対策班（建築指導課）

【変更案】

本部	本部の所管	配備態勢	対応班			
			情報	土木	がけ地	その他
－	水防対策室	警戒態勢	△	○	○	×
水防本部	水防本部第一（レベル１）	限定対応（短時間豪雨：ゲリラ豪雨等）	○	○	○	△（一部）
	水防本部第二（レベル２）	全庁態勢（長時間豪雨：台風・線状降水帯等）	全庁態勢（応急対応）			
災害対策本部	災害対策本部室	全庁態勢（災害救助法適用基準を満たす）	全庁態勢（応急＋復旧対応）			

※水防本部第一の事務分掌・・・従前の水害応急対策室（第一非常配備）
※水防本部第二の事務分掌・・・災害対策本部における応急業務

（１）水防本部の早期設置

板橋区内において大型台風の接近、それに伴う区内に水害が発生の恐れがある場合は、水防本部（レベル２）を、台風最接近想定の約４８時間前の時点で設置して対応する。具体的には、台風の接近状況や気象庁の発表する情報などから、必要に応じて危機管理室長が区長に水防本部の設置を進言する。水防本部の設置により、全庁を挙げての対応態勢を整える。

（２）板橋区災害対策本部の設置

大型台風の接近により、区内において荒川決壊等大規模な災害が発生、または発生の可能性が極めて高いと区長が認めた場合、板橋区災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置する。災対本部を設置したときは、直ちにその旨を東京都知事及び各防災関係機関に連絡する。なお、災対本部設置時に水防本部を設置していた場合、水防本部はこれに包含される。

また、大規模な水害が発生する可能性が極めて高い場合は、水防本部を経ず災害対策本部を設置する。

（３）水防本部を中心とした全庁連携体制の強化

土木部で把握している、降雨・水位等の危険度に関する知見を最大限活かすため、水防本部設置時には、土木部から連絡員を本部へ常時派遣し、情報伝達・共有や助言を通じて、避難情報や避難所開設など重要な判断を実施する際の材料とする。

また、早期に全庁を挙げた連携体制を取ることで、避難所開設等による被災者支援のみならず、地域住民との連携や、医療対策、要配慮者対応などを含め、円滑な実施を図る。

１－２.防災関係機関との連携体制の強化

荒川氾濫などの大規模かつ広範囲な水害の発生が予測される場合、区による対応のみでは限界があり、国土交通省や東京都、関係各自治体、警察、消防、気象庁、ライフライン等の関係機関との連携を密にする必要がある。現在、これら自治体・機関が対応を共有する資料として「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」を作成し、試行運用を行っている。

また、内閣府と都が中心となり平成 30 年度から検討を進めている「首都圏における大規模水害広域避難検討会」に、区として参画し連携強化を図っている。現在、令和２年度末を目途に、荒川氾濫を想定した広域避難や垂直避難のあり方や、警察・消防との連携のあり方等について整理する目標を掲げ、協議を進めているところである。

今後も引き続き、台風１９号の課題（計画運休等）を踏まえ、大規模水害対策について協議を進めるとともに、実効性を高めるべく関連機関との一層の連携強化を図っていく。

２　風水害情報の発信・伝達「情報を的確に届け区民の避難行動を支援」

情報発信手段のさらなる充実を図り、**情報を的確に区民へ届ける**とともに、区民が様々な**情報収集手段を活用できるよう支援**する。区民がリスクを自ら判断し避難行動を取ることができる、防災意識の高いまち板橋の実現をめざす。

また、住民防災組織（町会・自治会）及び民生・児童委員、福祉避難所等への情報伝達体制を強化することにより、**区民の情報収集手段を補完**するとともに、**共助の力による避難体制づくり**を後押しする。

（１）的確な風水害情報の発信

①　様々な情報収集手段の浸透と更なる充実

区は従前より、防災行政無線、公式ホームページ、緊急･緊急情報メール、防災ツイッター、テレビのデータ放送（Ｌアラート）、ジェイコムチャンネル等、多様な情報媒体を活用して防災情報を発信して来た。しかしながら、防災行政無線以外の情報媒体の区民への浸透が不足していたため、情報不足による不安感から、区への問合せの集中による混乱を招いてしまった。

令和２年出水期に向け、「広報いたばし防災特集号」を全戸配布し、様々な情報収集手段の解説を行うとともに、避難の注意点等についても併せて確認できるよう改善を図る。ネット環境の無い高齢者等には、普及率の高いテレビを活用した情報収集手段（データ放送・ジェイコムチャンネル）の浸透を図る。

また、新たに、㈱ヤフーとの協定による「yahoo!防災速報アプリ」による発信、防災行政無線の聞き直しサービス（電話応答サービス）の回線数増の対応を実施する。

②　区公式ホームページによる情報提供の強化

昨年の台風１９号接近の際には、アクセス集中により区公式ホームページが開きにくくなる状況が発生した。

この状況を改善するため、令和２年３月に区公式ホームページの負荷分散を図るＣＤＮ（ｺﾝﾃﾝﾂ･ﾃﾞﾘﾊﾞﾘｰ･ﾈｯﾄﾜｰｸ）を導入したほか、令和２年４月に㈱ヤフーとの協定を締結し、キャッシュサイトをヤフーのサーバ上に設ける対応を実施した。

区公式ホームページの大幅なアクセス性向上を図り、防災ツイッターと連携した災害モードを活用することで、区の災害情報の発信手段の柱として活用する。

（２）関係団体等への情報伝達体制の構築

①　町会・自治会（住民防災組織）への情報伝達

区から風水害時に開く避難所の情報などが伝わっていなかったため、震災時と風水害時に開設される避難所の違いや避難所の運営体制などの事前説明を行うとともに、詳細な情報について各地域センターを通して町会・自治会長に伝達する。

②　民生・児童委員への情報伝達

民生・児童委員会地区協議会で、震災時と風水害時に開設される避難所の違いや避難所の運営体制などの事前説明を行うとともに、詳細な情報について民生・児童委員を所管する福祉部管理課（または要配慮者班）を通して民生・児童委員に伝達する。

③　福祉避難所（高齢者施設等）への情報伝達

「福祉避難所」となる高齢者施設等への情報伝達体制を強化することにより、当該施設における的確な避難行動を支援するとともに、「福祉避難所」としての迅速な受入態勢の構築につなげていく。

町会・自治会、民生・児童委員及び
福祉避難所等との連絡体制

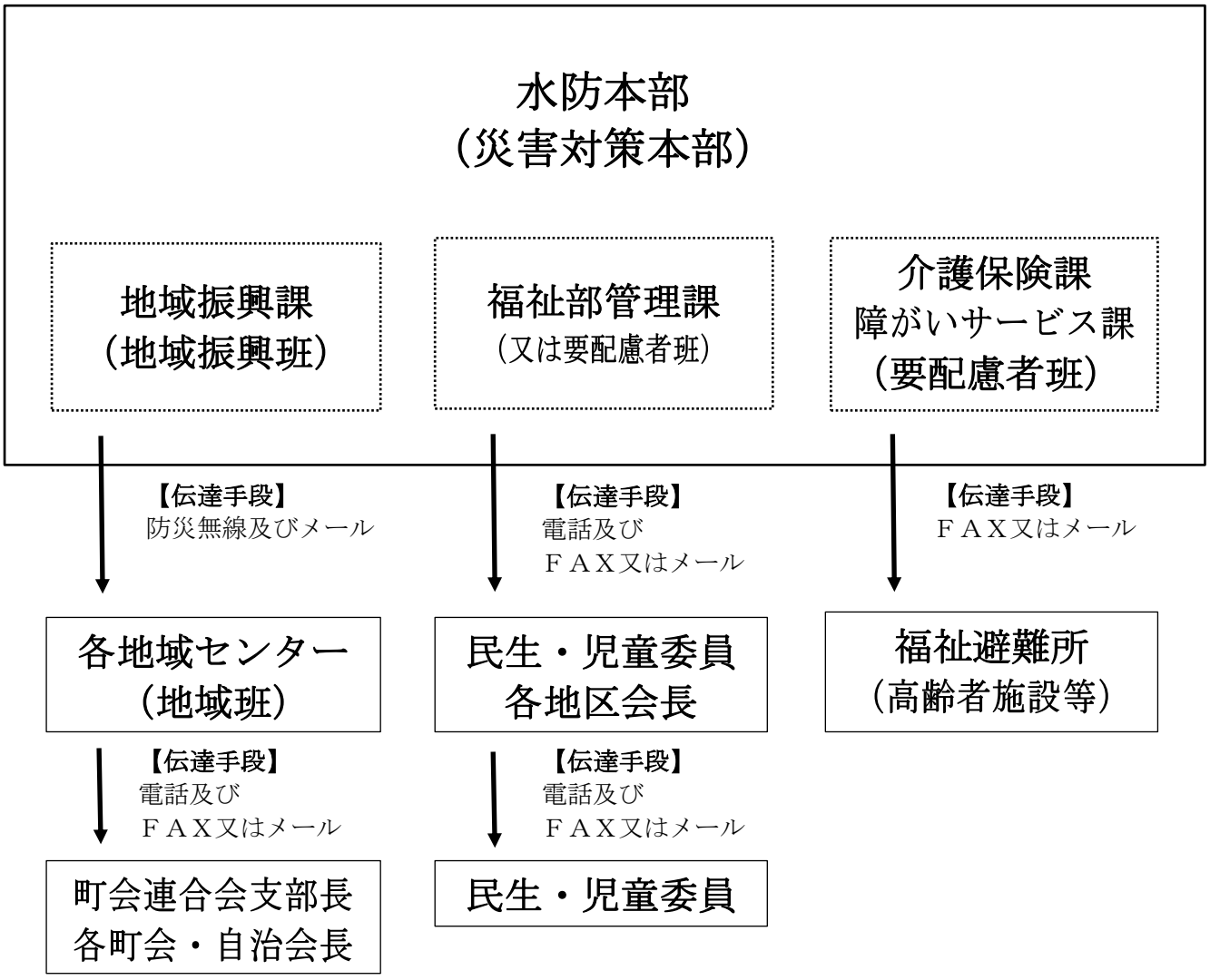

情報の内容と伝達時期

情報の内容	伝達時期
台風接近に伴う注意喚起	台風最接近の概ね３日前～前日
避難所開設情報（開設避難所名・開設日時等）	開設決定後速やかに
区が発信する警戒レベル３以上の災害情報 （河川の水位上昇による場合、河川情報を含む）	発令決定後速やかに
土砂災害警戒情報	発令後速やかに

※連絡体制の強化とともに、防災緊急情報メールの周知・啓発を行う。

３　避難行動と避難所開設「荒川と中小河川の氾濫特性を踏まえた対応」

３－１. 避難行動について

荒川氾濫の特性を踏まえ、従前の早期避難に加え、**新たに台風本体通過後から荒川氾濫に至るまでの時間を活用した避難行動を想定**する。江東五区に対する広域避難情報や各種気象情報との連携を図り、避難所の開設フェーズを３段階に整理した。また居住地域ごとのリスクに応じて、**区民の自助･共助による縁故避難・在宅避難等の避難等の避難行動を効果的に組み合わせ**、実効性の向上を図る。

（１）縁故避難（親戚・友人宅等）の呼びかけ

大型の台風が東京地方へ接近することが予想され、荒川の決壊を含む大規模な被害が想定される場合、区民に対し縁故避難を呼びかける。呼びかけは、台風最接近が予想される日の約３日前から行い、安全性の高い地域への自主的な避難を促していく。

（２）高台へ避難しよう

荒川の決壊による氾濫では、区内の約４割が浸水し、浸水継続時間も最大２週間に及ぶことから、建物の上層階に避難（以下「垂直避難」という。）した場合、長期間取り残される可能性がある。そのため、荒川浸水域に居住する方の避難に際しては、可能な限り区内の浸水が及ばない地域への避難（以下「高台避難」という。）を基本的な避難行動とする。

区外の浸水しない地域への避難(以下「広域避難」という。)は、鉄道等の交通手段や避難先確保など課題も多く、国・東京都の共催による「首都圏における大規模水害広域避難検討会(関係機関・自治体等で構成)」にて現在検討中である。広域避難や垂直避難のあり方等について、令和３年３月までに方向性が決定される予定である。

（３）在宅避難のススメ

大規模水害に際しては、区の避難所で全ての避難者を受け入れることは困難な状況にある。荒川浸水域に居住する方の高台避難先を確保するため、浸水被害が想定されていない地域や、避難勧告等が発令されていない地域に居住の方は、可能な限り「在宅」にて安全を確保していただくことを周知していく。

区民の自助による、各家庭での７日分備蓄なども併せて周知することで、震災時も含めた「在宅避難」の推進に努めていく。

（４）緊急垂直避難場所の確保

荒川が氾濫する危険が高まり、高台へ避難する時間的な猶予が無いと判断した場合は、垂直避難を呼びかける。高台に近い避難所（後述）も自動的に「緊急垂直避難場所」として位置付けるほか、堅牢な建物の３階以上に居住する区民に対しては、自宅に留まるよう呼びかける。

また、都営住宅を所管する東京都（住宅政策本部）やＵＲ住宅を所管する独立行政法人都市再生機構などと水害時における共用部（廊下や階段など）の一時的な使用についての協定を締結することを検討する。

（５）荒川氾濫を想定した避難行動のタイミング

安全に避難するためには、どのタイミングで避難行動をとることが望ましいのかを明確に周知していくことが必要である。第一に縁故避難を含めた事前避難、特に要配慮者の方は、台風が最接近する前の夕方までに避難を済ませておくことが望ましい。

もう一つは台風が過ぎた後、風雨が弱まった時である。荒川の増水は上流での降雨に大きく左右され、台風の最接近後から、実際に荒川氾濫に至るまでには、およそ８時間の避難行動時間（リードタイム）があると考えている。

荒川の水位は台風通過後に最も上昇し、氾濫へと至る。

台風本体の通過後は、安堵して大丈夫と思いがちであり、避難行動に気持ちを切り替える点に大きな課題があるため、上記内容について周知の徹底を図っていく。

３－２.避難所について

中小河川・内水氾濫対応の[**避難フェーズ１**](避難所２１か所)、荒川氾濫の可能性が高まった場合の[**避難フェーズ２**](追加避難所３６か所)を明確化し、区民の円滑な避難へとつなげる。また、避難所以外の施設１３か所の追加開設[**避難フェーズ３**]も想定する。なお、避難所を開設する前段階の[**避難フェーズ０**]から、住民防災組織や福祉避難所(高齢者施設等)への情報伝達を開始し、自助･共助による縁故避難(親戚･友人宅への避難)の呼びかけ等を実施する。

避難フェーズ１…【台風の予報円に区が含まれる かつ 気象庁から早期注意情報(警報級の可能性)が発表されている場合】区内への集中豪雨対応のフェーズとする。台風の直接的影響や長期的風雨の可能性がある場合に、大雨警報発令を目途に避難所２１か所を開設し、併せて一時集合場所[情報拠点]２か所も設置する。

避難フェーズ２…【フェーズ１の状況に加え 江東五区の「自主的広域避難情報(荒川)」が発令された場合】荒川氾濫の可能性を見越したフェーズとする。**計画運休開始前**に職員が参集し準備に着手(フェーズ３の職員も配備)、避難所３６か所を追加開設。区南部の高台への避難を呼びかける。計５７か所で、避難者７万人程度まで対応する。

避難フェーズ３…【荒川洪水警報の発令 または 治水橋(さいたま市)の水位が氾濫危険水位を超過し上昇中など】台風本体通過後に、荒川氾濫が現実的となった場合のフェーズとする。避難者増により収容が困難となることに備え、必要に応じて１３か所を順次追加開設する。計７０か所で、避難者９万人程度まで対応する。

【概念図】

フェーズ	開設判断時期	開設避難所（一覧は 13・14 ページ）	
フェーズ 1 (長時間豪雨予測) 当初開設	台風 最接近 前 48H	21 か所	① 土砂災害ハザードマップにおける避難所全て 洪水ハザードマップにおける ② 石神井川浸水域内避難所の一部 ③ 新河岸・白子川浸水域内避難所の一部
		2 か所	④ 舟渡小・新河岸小※一時集合場所として開設
フェーズ 2 追加開設	計画運休 開始前 2H	36 か所	⑤ 石神井川に隣接する避難所 ⑥ その他高台避難所
フェーズ 3 (災害対策救助法適用 基準を満たす。)	台風 最接近後 随時	13 か所	⑦ 緑小学校 ※土砂災害が予見されない場合 ⑧ 体育館（小豆沢・赤塚） ⑨ 生涯学習センター（大原・成増） ⑩ ふれあい館（志村・仲町・徳丸・中台） ⑪ ホール（志村・向原・アクト） ⑫ 文化会館

※ 気象情報や広域避難情報などを参考にフェーズを定めることとし、場合によっては当初からフェーズ２で庁内体制を組むなど、柔軟に対応していく。

（１）一時集合場所[情報拠点]の開設

大型台風が接近し、気象庁などから大規模な被害発生予想が出される場合で、区が必要と認めた場合、舟渡小と新河岸小を「一時集合場所[情報拠点]」として開放する。河川の水位等の情報提供や、区南部の高台にある避難所への案内･誘導を行うもので、他避難所と異なり、長時間の滞在場所としての機能は持たない。荒川氾濫の危険性が高まった場合は速やかに閉鎖し、区南部の高台へ避難をしていただく。これらを前提とした上で、自宅で過ごすことが不安な方などに活用していただき、適切な避難行動を支援する。

（２）避難所開設・運営要員の事前確保

各避難所に配置する職員は、台風１９号時に従事した職員へのアンケート結果等を踏まえ、６名とする。毎年度当初に最大開設避難所（７０か所）を各部に割り当て、区外在住職員を原則として、それぞれ人員（割当避難所数×６名）を選出(特命機動班)する。

特命機動班は、平常時から研修や訓練等を通じて避難所運営について学ぶ。本部から参集を指示された場合、計画運休が開始される前に、開設避難所(予定含む)に参集し開設準備に当たり、区本部の指示した時間に速やかに避難所開設を行う。

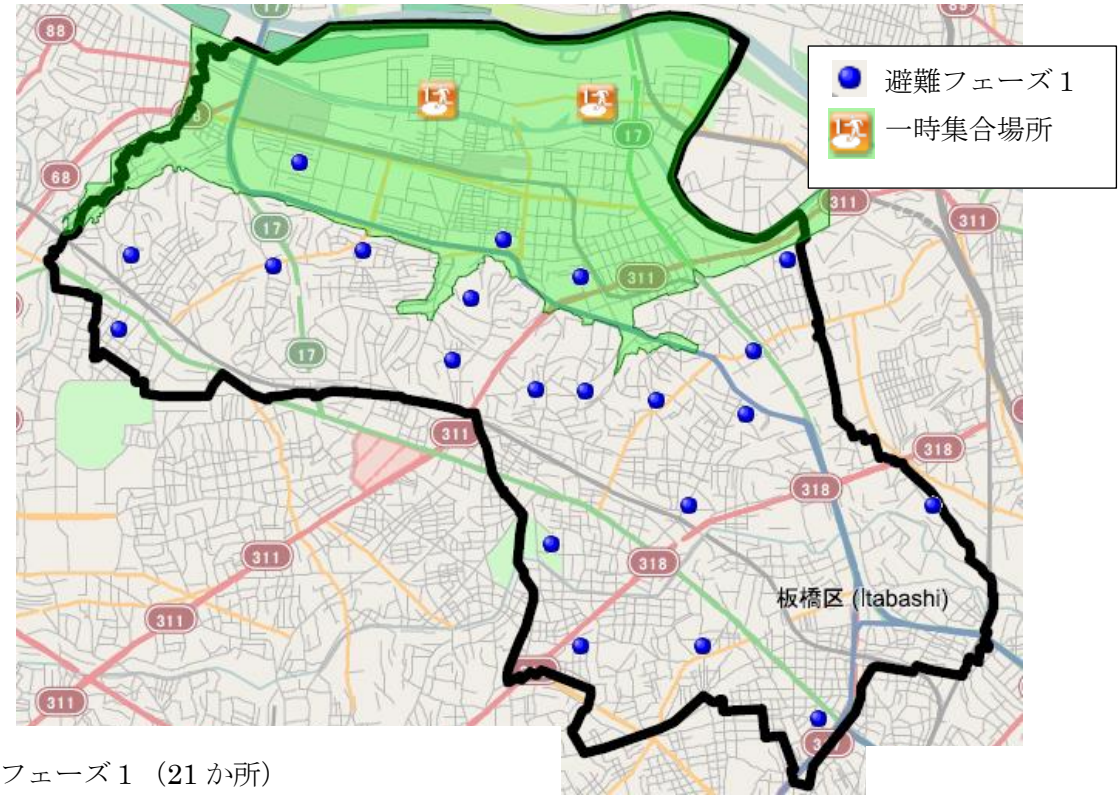

避難フェーズ１（21 か所）

○新河岸川（10 か所）

No.	土砂	避難所	所在地	No.	土砂	避難所	所在地
1	○	志村第二小学校	志村 1-7-1	6	○	紅梅小学校	徳丸 8-10-1
2	○	志村第四小学校	小豆沢 4-13-1	7	○	徳丸小学校	徳丸 1-21-1
3	○	志村第五小学校	西台 3-38-23	8		西台中学校	高島平 1-4-1
4		志村坂下小学校	相生町 26-14	9	○	中台中学校	中台 1-56-23
5	○	若木小学校	若木 1-14-1	10		高島第三中学校	高島平 4-22-1

○石神井川（5 か所）

No.	土砂	避難所	所在地
1		板橋第十小学校	大谷口上町 43-1
2	○	上板橋第二小学校	小茂根 1-14-1
3		常盤台小学校	常盤台 1-6-1
4		加賀中学校	加賀 2-19-1
5		桜川中学校	桜川 1-2-1

○その他（4 か所）

No.	土砂	避難所	所在地
1	○	前野小学校	前野町 6-40-1
2		板橋第五小学校	中丸町 19-1
3	○	志村第一中学校	大原町 33-1
4	○	赤塚第三中学校	赤塚 7-27-15

○白子川（2 か所）

No.	土砂	避難所	所在地
1	○	成増小学校	成増 1-11-1
2	○	赤塚第二中学校	成増 3-18-1

○一時集合場所（2 か所）

河川の水位等の情報提供や、区南部の高台にある避難所への案内・誘導を行い、適切な避難行動を支援する情報拠点として開放する。

No.	土砂	避難所	所在地
1		舟渡小学校	舟渡 3-6-15
2		新河岸小学校	新河岸 1-3-1

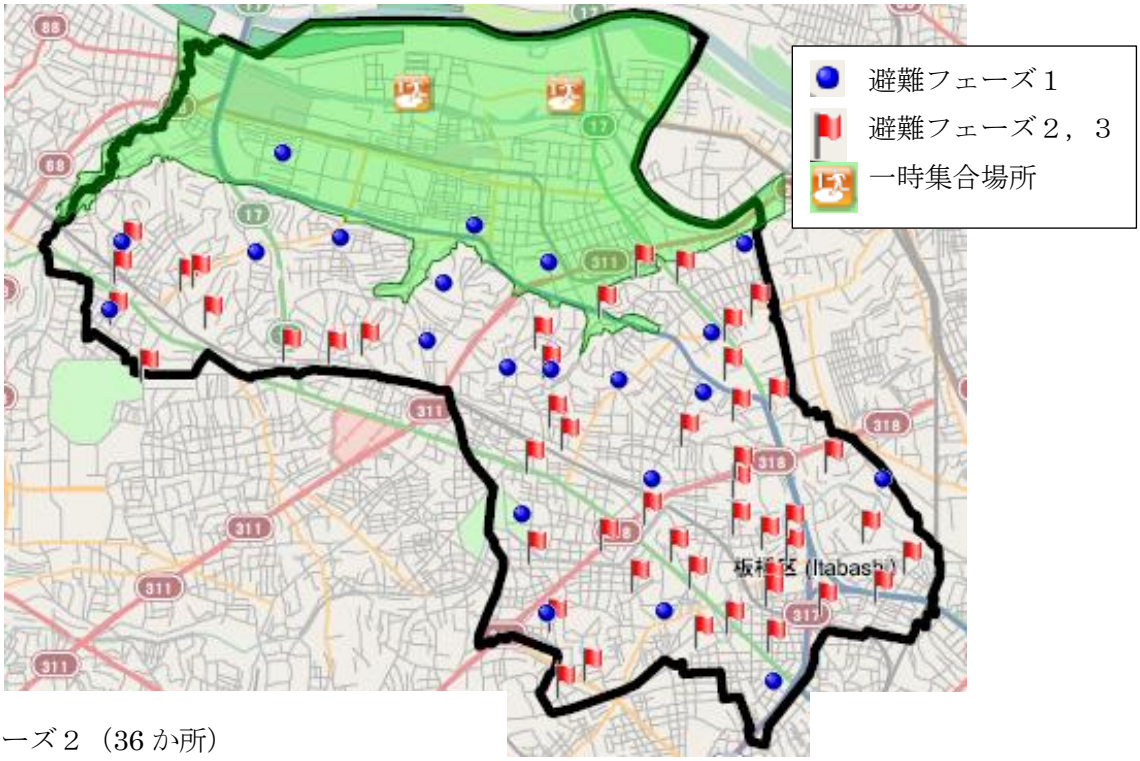

避難フェーズ２（36 か所）

No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地
1	志村小学校	志村 2-16-3	13	中根橋小学校	栄町 14-1	25	下赤塚小学校	赤塚 6-14-1
2	志村第一小学校	泉町 17-1	14	加賀小学校	稲荷台 23-1	26	板橋第一中学校	大山東町 50-1
3	志村第三小学校	清水町 83-1	15	上板橋小学校	東山町 47-3	27	板橋第二中学校	幸町 26-1
4	中台小学校	中台 1-9-7	16	上板橋第四小学校	上板橋 1-3-1	28	板橋第三中学校	氷川町 22-3
5	富士見台小学校	前野町 1-10-1	17	桜川小学校	東新町 2-29-1	29	板橋第五中学校	板橋 4-49-3
6	板橋第一小学校	氷川町 13-1	18	弥生小学校	弥生町 19-1	30	志村第二中学校	小豆沢 1-21-1
7	板橋第二小学校	板橋 2-52-1	19	大谷口小学校	大谷口北町 21-1	31	上板橋第一中学校	南常盤台 1-1-1
8	板橋第四小学校	板橋 4-9-13	20	向原小学校	向原 2-34-1	32	上板橋第二中学校	小茂根 1-2-1
9	板橋第六小学校	大山町 13-1	21	赤塚小学校	赤塚 3-1-22	33	上板橋第三中学校	常盤台 3-30-1
10	板橋第七小学校	大山金井町 31-1	22	赤塚新町小学校	赤塚新町 3-31-1	34	赤塚第一中学校	徳丸 4-13-1
11	板橋第八小学校	双葉町 42-1	23	北野小学校	徳丸 3-23-1	35	旧板橋第九小学校	栄町 6-1
12	金沢小学校	加賀 2-2-1	24	成増ヶ丘小学校	成増 3-17-7	36	旧板橋第四中学校	富士見町 3-1

避難フェーズ３（13 か所）

No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地	No.	避難所	所在地
1	緑小学校	中台 3-27-1	6	小豆沢体育館	小豆沢 3-1-1	11	徳丸ふれあい館	徳丸 2-12-12
2	文化会館	大山東町 51-1	7	赤塚体育館	赤塚 5-6-1	12	大原生涯学習センター	大原町 5-18
3	向原ホール	向原 1-18-17	8	仲町ふれあい館	仲町 20-5	13	成増生涯学習センター	成増 1-12-4
4	志村コミュニティホール	小豆沢 1-8-1	9	志村ふれあい館	志村 3-32-6			
5	成増アクトホール	成増 3-11-3-405	10	中台ふれあい館	中台 2-14-1			

４　避難所運営「ハード・ソフト両面の充実と区民参画」

新たに、**ＬＰガス発電機や充電用バッテリー、地域ＢＷＡを活用したＷｉＦｉ等を配備**し、避難所環境の大幅な充実を図る。風水害時の地域住民との連携運営のあり方を検討し、可能な内容から実施する。**新型コロナウイルスを踏まえた感染防止対策とペット対応手順についても明確化**を図る。

（１）資器材の充実

電力の充実に向け、新たに各避難所に可燃型ＬＰガス発電機１台と、８ｋｇＬＰガスボンベ２本を配備し、連続３０時間以上の電源を確保するとともに、現行のガソリン式発電機２台と併用することで、燃料調達のリスクを分散させる。また、スマートフォン等の充電用ポータブルバッテリーを各避難所および区立帰宅困難者施設に配備し、停電時でも避難者が情報収集・発信できる環境の整備を図る。

そのほか、地域ＢＷＡ事業を活用した、各避難所および区立帰宅困難者施設のＷｉＦｉ環境の改善、避難所内の案内表示及び消耗品などの充実を図る。

（２）運営体制

各避難所に配置された区職員６名（特命機動班）がローテーションを組んで、避難所の運営に当たることを基本とし、従事職員の男女比のバランスにも配慮を行う。

（３）地域住民との連携

風水害時の避難所開設・運営は、原則として区職員が行うことになっているが、地震災害時は、地域住民が避難所運営の主体となっていることを踏まえ、地域から協力が得られる場合には、可能な限り協力をお願いする。

なお、荒川が氾濫するなど、区内広域に被害が及ぶ災害が発生した場合には、各避難所に多数の避難者が押し寄せ混乱することも想定されるため、風水害時にも地域と連携した運営体制を敷くことができないか併せて検討していく。

（４）避難者への物資提供

風水害時は地震災害時とは異なり避難所の開設が短時間となることも多々あるため、毛布や食料等の必要と認められる備蓄物資を順次提供することとし、提供の標準的なタイミングをあらかじめ決めたうえで、現場の状況に応じて臨機応変に対応することとする。

なお、避難所において提供できる物資にも限りがあることから、可能な限り各自が必要とするものを持参するよう、日頃から啓発を行っていく。

※避難所に持参していただきたい物資の例

飲料水・食料・貴重品・常備薬・マスク・消毒薬・タオル・雨合羽・防寒着
着替え・充電器・ビニール袋・ウエットティッシュ・紙皿・割り箸　など

（５）避難スペース等について

第一次避難スペースとしている体育館のほか、震災時に想定している対応と同様、一般の避難者と同室で過ごすことに支障のある要配慮者や乳幼児、発熱や風邪の症状のある方などの専用スペース（室）が確実に設置できるよう、各施設管理者と調整したうえで、あらかじめ利用するスペースを決定しておく。また、男女別の更衣室や授乳室など、女性の避難者にも配慮したスペースを確保する。

（６）水防本部と避難所の連携強化

各避難所に導入する、地域ＢＷＡ事業を活用して提供されるＷｉＦｉ機器及びタブレット端末を活用し、避難者数の定時報告や、本部の指示をメールで行えるよう改善する。本部と避難所の連絡用専用電話番号を設け、意思疎通の円滑化を実施する。

また、令和３年度に向け、区の防災対策支援システムを改修し、各避難所のタブレット端末から直接アクセスできるようにすることで、各避難所の状況報告や、区内の被害状況の共有など、本部と避難所の連携強化を実施する。

（７）ペットの避難

① ペット同行避難について

地震災害時や風水害等による避難情報が発令された場合などで避難所が開設された場合に、避難所にペットを連れて同行避難することができるが、以下のペット受入条件について、飼い主に向けた周知・啓発を行うこととする。

※同行避難は避難所での人とペットが同一の空間で滞在することを意味するものではない。

＜受入条件＞

・犬、猫、小鳥その他の小動物に限る
・ケージやキャリーバッグなどの収容できるものを用意していること
・水や餌などを用意していること
・基本的なしつけ（無駄吠えをしない、飼い主の指示に従う）
・犬は、狂犬病注射済票を備えていること

② 飼い主の日頃からの備えについて

ペットの飼い主は、平時からペットの餌や水などの備蓄を行うとともに、自宅で過ごせない場合や避難所への同行避難が困難な場合に備えて、浸水しない地域にあるペットとともに避難できる親戚宅・知人宅を避難先として確保するように努め、台風等が上陸する前の早い段階で、可能な限り避難を行う。

③ 在宅避難の推進

荒川の氾濫の可能性が高まり、区から避難情報が発令された場合に、在宅避難が難しい地域にお住いの方は、開設されている避難所へケージや食料等を持参のうえ、ペットとともに避難をする。ただし、浸水被害の想定されない区域に居住している方は可能な限り在宅避難を行っていただく。

④ 避難所でのペットの受入場所について

ペットの避難所での受入場所については、動物の苦手な方や動物アレルギーを持つ方もいらっしゃるため、避難者とペットの避難スペースを分けて設ける。

⑤ 風水害時のペットの受入場所について

ペットの避難スペースについては、風水害での避難の場合に屋外で飼育することが困難であることから、避難者とペットの動線が交わらない屋内等に飼育場所を確保して飼育する。避難所ごとに施設の配置が異なるため具体的な受入場所については、各施設管理者と調整のうえあらかじめ決定する。

ペット同行避難のフロー図

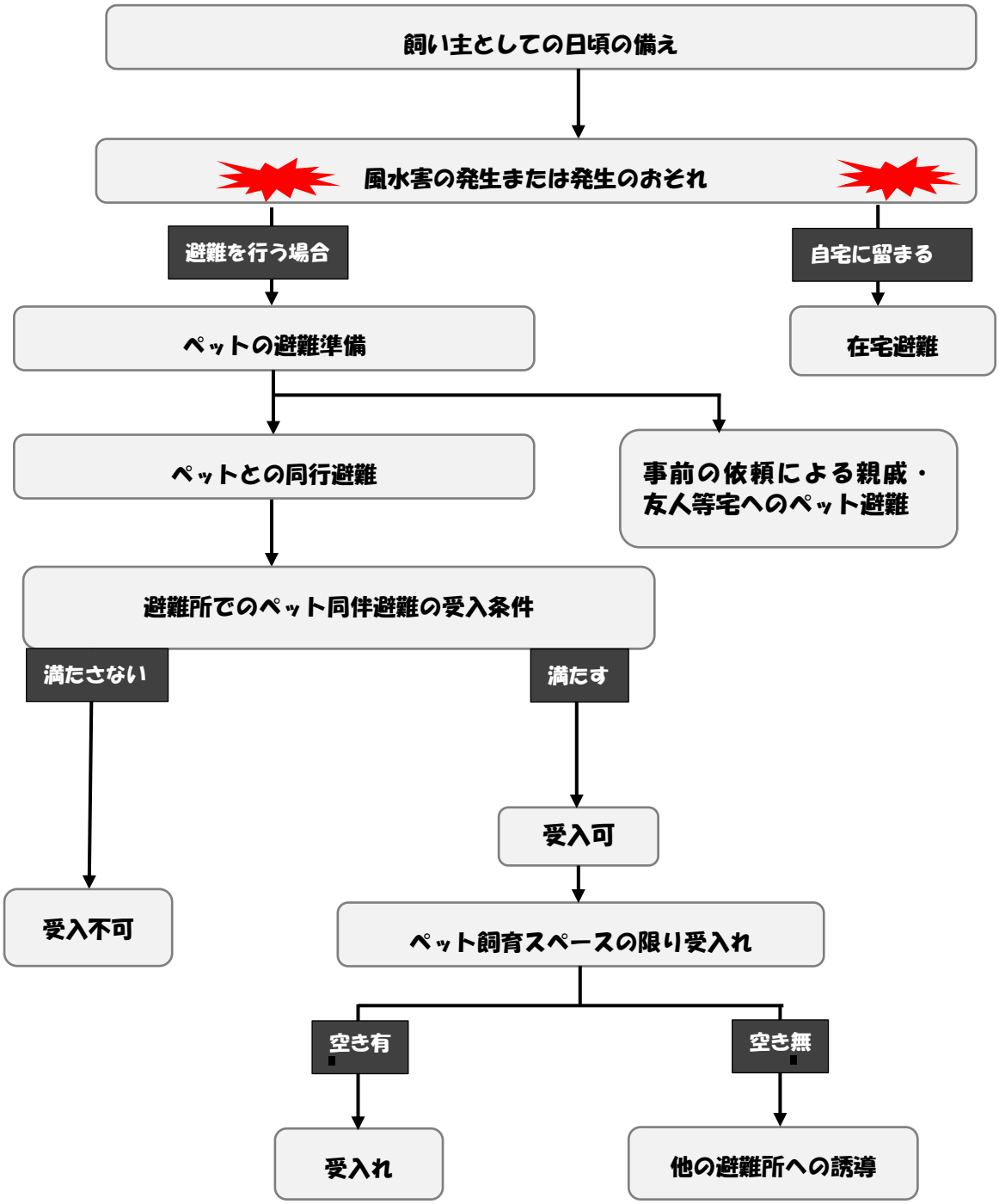

（８）避難所における感染防止対策［新型コロナウイルス対策を含む］

①　避難方法等の周知（在宅避難･縁故避難の推進）

「避難」とは「難」を「避」けることであり、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要性は乏しい。指定避難所への避難に限らず「在宅避難」や「安全な親戚、友人宅等への避難」に関する検討のほか、避難所における対応内容をホームページなどにより周知する。

②　避難者の健康状態の確認

避難者が避難所で受付を行う際に、発熱や咳の症状の有無等を聞き取りまたは申告（令和２年度は非接触体温計による検温も実施予定）に基づき体調確認を行い、症状がある避難者は別室を案内する。避難所内で体調が悪くなった避難者は、避難所運営本部に申し出るよう掲示物やアナウンスで呼びかけを行う。

※避難所に配備している掲示物

「風邪などの症状がある方は受付時に申し出てください」

「体調の悪い方は本部までお知らせください」

③　発熱、咳等の症状が出た避難者のための専用スペースの確保

発熱や咳等の症状が出た避難者の避難スペースは、症状のない避難者とは別の部屋に確保し、専用のトイレも確保するようにする。また、症状のない避難者と体調の悪い避難者との動線が極力交わらないようにする。

④　十分な換気の実施、スペースの確保

避難所内では、扉を開放したり、風雨が弱まっているときには窓を開けたりすることにより十分な換気に努めるとともに、避難者どうしの距離を離し「三密」状態にならないよう留意する。

⑤　手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者の感染防止対策として備蓄倉庫内にある手指消毒剤を避難所の入口等に設置し、避難者に使用してもらう。

避難者に対して掲示物を用い、手指消毒剤を用いた手指の消毒や手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染対策をしていただくよう呼びかけを行う。

※避難所に配備している掲示物

「手の消毒をお願いします」

「咳エチケットにご協力ください」

⑥　マスク着用による感染防止対策

新型コロナウイルス感染症が流行している当面の間は、発熱･咳等の症状が無くても、避難所へ避難する際にマスクの持参を呼びかけるとともに、避難所内ではマスクを着用することを原則（令和２年度の運用）とする。マスクを持参しなかった方には、避難所の備蓄マスクを配付し、飛沫感染の可能性の低減を図る。

併せて、発熱や咳等の症状が出ている避難者用の避難スペースの運用に携わる職員用に、マスク・ゴーグル・手袋等の配備を行う。

避難所受入フロー図

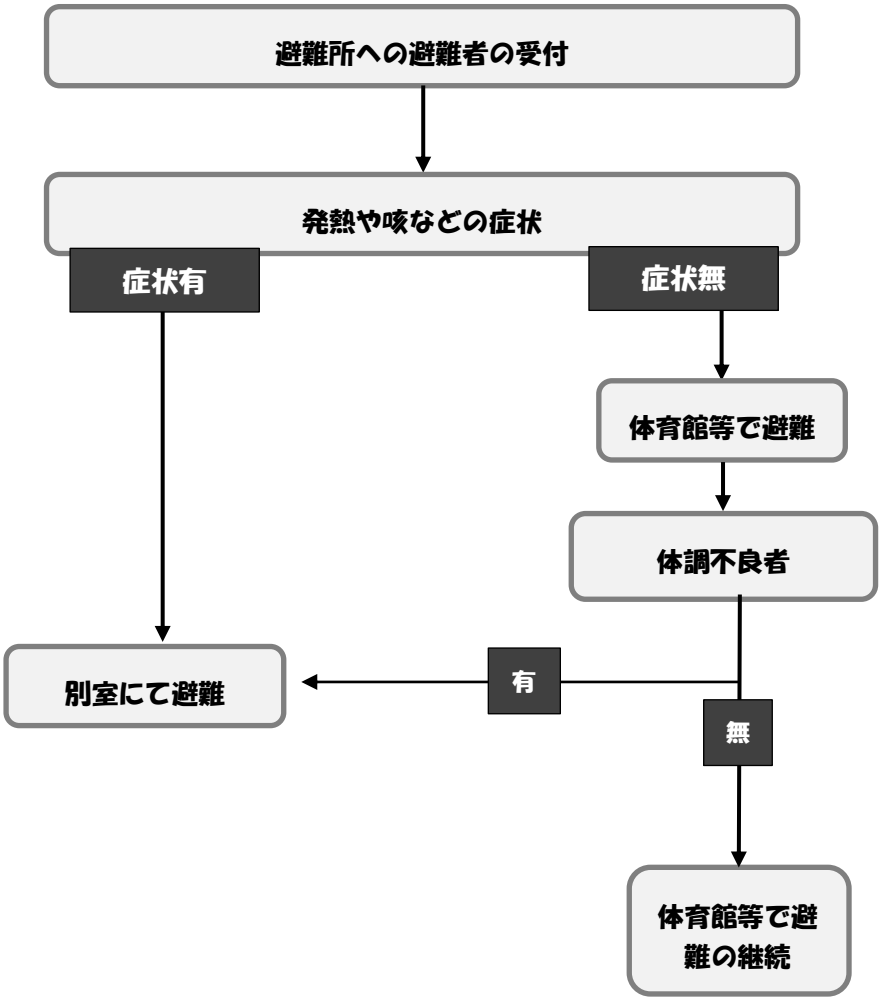

５　要配慮者への対応「避難行動要支援者名簿の活用と縁故避難の推奨」

避難行動要支援者名簿の活用を風水害にも活用する手法を整理し、地域住民の**共助による早期の注意喚起や、縁故避難等の呼びかけ体制を構築**する。要配慮者対策を推進し水害リスクの高い方への個別支援の検討を段階的に拡充していく。

（１）避難行動要支援者名簿の風水害時の活用

災害対策基本法に基づき作成している「避難行動要支援者名簿」は、地震災害の「発災後」を想定し、地域の支援者が安否確認や避難誘導を行うこととなっており、風水害時の活用については明確な方針が示されていなかった。

風水害は、事前の避難行動が重要であることから、発災前を中心とした避難行動要支援者名簿の活用について検討を進めるとともに、実施できるものから段階的に実施していく。

① 支援者への情報伝達

支援者として名簿を管理している「住民防災組織」や「民生・児童委員」に、風水害に伴う避難所開設情報、警報の発令情報、中小河川等の情報などの情報伝達体制を整備する。

② 支援者を通じた風水害に備えた啓発と注意喚起の実施

支援者として名簿を管理している「住民防災組織」や「民生・児童委員」を通じて、出水期前に荒川の浸水想定区域内に住む名簿登録者に対し、親戚宅や知人宅などへの避難（縁故避難）の受入先を決めておくことや平常時に利用している介護サービス等の事業者に相談しておくことなど、避難先の確保や自主避難に関する啓発を行う。

また、大型の台風が東京地方へ接近・直撃することが予想され、荒川の決壊を含む大規模な被害が想定される場合、台風最接近が予想される日の約３日前を目安に啓発と同様の方法で、縁故避難や自主避難を促していく。

③ 個別支援計画の段階的な作成

現在、在宅人工呼吸器使用者に限り作成している「個別支援計画」について、対象を水害リスクの特に高い方（浸水想定区域内に居住し、かつ低層階等に住む方など）に拡大していくことなどについて検討する。

（２）福祉避難所の運用方法等の見直し

区から「福祉避難所」となる高齢者施設等へ、風水害の情報提供体制を強化することで施設の円滑な運営態勢づくりにつなげていく。また、地震災害時において、発災から３日後を目安に開設し、指定避難所でのマッチングを経て要配慮者を受け入れることとしている「福祉避難所」について、指定避難所を経由せずに直接福祉避難所で受け入れることについて検討する。

（３）要配慮者利用施設における「避難確保計画」の作成

平成２９年６月に水防法と土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、かつ地域防災計画に定められている要配慮者利用施設の所有者または管理者には「避難確保計画の作成」が義務付けられた。

引き続き、各要配慮者施設の避難確保計画策定を支援するとともに、作成した避難確保計画に基づいて、施設管理者に円滑な利用者の避難誘導や安全確保を図るよう促していく。